

役員報酬等に関する規程（案）

社会福祉法人 いきいき福祉会

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 いきいき福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、及び法人業務に携わった時の諸経費について定める。

（定義）

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第二章 報酬等

（報酬）

第3条 役員等が、理事会・評議員会へ出席した時は、次に定める報酬を支給するものとする。

名 称	報 酬 額
理 事	3, 0 0 0円
監 事	3, 0 0 0円
評 議 員	3, 0 0 0円

2 役員等が、理事会・評議員会以外の法人業務に携わった時は、報酬を支給しないものとする。

3 理事の報酬は各年度の総額が7万円、監事の報酬は各年度の総額が3万円、評議員の報酬は各年度の総額が10万円を超えない範囲内とするものとする。

（報酬の支払方法）

第4条 報酬の支払は次のとおりとする。

（1）その都度現金にて支払う。

（交通費）

第5条 役員等が、理事会・評議員会へ出席したときの交通費は支給しない。

2 役員等が理事会・評議員会以外で福岡県内の法人業務に携わった時は、交通費として一回1,000円を支給する。

（費用弁償）

第6条 役員等が、法人業務に携わった時に支出した交通費以外の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第三章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 役員等が法人の運營業務のため福岡県外へ出張する場合は、その使途を明記した交通費等の領収書をもって実費を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 役員等で、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、報酬の重複支給をしない。

2 理事において事業所の職員を兼務する者は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 平成30年3月7日一部改正